

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（農林水産省）

制 度 名	中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合等）				
税 目	法人税（租法第 57 条の 10）				
要 望 の 内 容	<p>農業協同組合等の貸倒引当金の繰入限度額の割増特例（農業協同組合等の協同組合については、貸倒引当金について 16%の割増引当てができる。）の適用期限（平成 23 年 3 月 31 日）を 2 年延長。</p> <table border="1" data-bbox="863 943 1477 1037"> <tr> <td data-bbox="863 943 1209 1037">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1209 943 1477 1037">- 一百万円 （ - 一百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- 一百万円 （ - 一百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- 一百万円 （ - 一百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 天候等の影響を受け易く貸倒れが不均衡に発生する農業融資の特性を踏まえ、農協の財務基盤を高めることにより貸付に係るリスク担保力を強化し、農業・農村分野における金融機能の維持・強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 農業・農村分野の融資については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自然条件、疫病等の影響を受けやすい、 ② 生産サイクルが長く、収益性も低い、 ③ 個人経営でありながら大きな資本整備が必要である一方で、担保が農地、農家住宅で市場性が低い、 <p>等の特性を有しており、リスク評価が難しい。加えて、地域の営農類型が同種の場合が多い中で、協同組合の地区に限られていることから、貸倒れが年度間で不均衡に発生する。このため、銀行等他業態が十分対応しない農業・農村分野における金融機能を担っていくためには、農協の財務基盤を高めることにより融資に係るリスク担保力を強化する必要があり、本制度を延長する必要がある。</p>				

今回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）</p> <p>《政策分野》 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進</p>											
		政策の達成目標	農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る。											
		租税特別措置の適用又は延長期間は	平成25年3月31日まで（2年間）											
		同上の期間中の達成目標	農協による貸出残高が維持され、農業・農村分野の金融機能の維持を図ること。											
		政策目標の達成状況	<p>農協等の協同組合は、課税後利益の積上げによるほか、自己資本を充実させる手段が少ない中で、本税制措置により、財務基盤を高め貸付に係るリスク担保力を強化することにより、意欲ある多様な農業者による経営の特性に応じた資金調達の円滑化が図られている。</p> <p>農家等に対する貸出残高（単位：億円、%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">合計</th> <th>農協系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>206,569(100)</td> <td>184,406(89)</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>204,047(100)</td> <td>182,571(89)</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>206,257(100)</td> <td>184,425(89)</td> </tr> </tbody> </table> <p>データは、農林中央金庫調べ。括弧は構成割合。</p>	年度	合計	農協系統		H18	206,569(100)	184,406(89)	H19	204,047(100)	182,571(89)	H20
年度	合計	農協系統												
H18	206,569(100)	184,406(89)												
H19	204,047(100)	182,571(89)												
H20	206,257(100)	184,425(89)												
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>調査対象農協等の9割以上の適用を見込んでいる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H23(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象数</td> <td>708</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>699</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H23(推計)	調査対象数	708	適用件数	699						
	年度	H23(推計)												
調査対象数	708													
適用件数	699													
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>農業は、1年1作が多い中で、天候や疫病等の影響を受け易いこと、協同組合の地区が限られている中で、野菜、畜産等特定の営農に集中していることが多いことから、災害の発生や農産物価格、資材価格の変動により貸倒れの発生が特定の年に集中し易く、平均的に発生しない。また、自己資本の充実は、農家組合員からの出資金の受入れのほかは内部留保の積上げによらざるを得ない。このような中で、本税制特別措置が延長されない場合は、融資に慎重になったり、又は、貸倒れが発生した場合の資本の減少により農業者に対する円滑な資金の供給に影響が生ずるおそれがあるため、延長する必要がある。</p>												

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																						
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																						
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																						
	要望の措置の妥当性	<p>多数の農業者が存在する中で、その資金調達の円滑化を図るためには、本税制措置により農業者に対する金融仲介機能を有する農協系統組織の財務基盤を高めリスク担保力を強化することが効果的かつ効果的である。</p> <p>また、本措置は創設（昭和 41 年度）から 10 年を超える措置であるが、農業者に対する金融の円滑化は金融機能の維持は引き続き重要な課題となっている。</p>																						
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<p style="text-align: center;">単位：百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額</td> <td>4,550</td> <td>5,250</td> <td>5,359</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H19	H20	H21	減税額	4,550	5,250	5,359														
	年度	H19	H20	H21																				
	減税額	4,550	5,250	5,359																				
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>農協等の金融機関に対しては自己資本比率規制（貸出金等の資産に対し8%）があり、一般的に 100 億円の貸出を行っているとする 3 千万円（法定繰入率 3/1000 を適用している場合）の一般貸倒引当金を含む 8 億円の自己資本が必要となる。</p> <p>本特例措置により、貸倒引当金を 16%増し、すなわち 480 万円（3 千万円×0.16）多く積み立てることにより、6 千万円（480 万円÷0.08）の融資余力が生まれることとなり、減税額 106 万円（480 万円×22%）に比較し大きな効果が期待できる。</p>																						
前回要望時の達成目標	<p>農業協同組合の融資に係るリスク担保力を強化し、担い手への金融支援をはじめとする農業・農村分野における金融機能の維持・強化を図る。</p>																							
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>ほとんどの農協及び連合会が制度を活用しており、銀行等が農業者向け融資を減らす中で、農業者に対する貸出残高が維持されるなど、金融機能が維持されているが、農業者に対する金融の円滑化は引き続き重要な課題である。</p> <p style="text-align: right;">（単位：億円、%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">合計</th> <th colspan="3">構成割合</th> </tr> <tr> <th>農協系統</th> <th>国内銀行</th> <th>信用金庫</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>206,569(100)</td> <td>184,406(89)</td> <td>5,078(2)</td> <td>1,584(1)</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>204,047(100)</td> <td>182,571(89)</td> <td>5,057(2)</td> <td>1,397(1)</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>206,257(100)</td> <td>184,425(89)</td> <td>4,884(2)</td> <td>1,299(1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>データは、農林中央金庫調べ。括弧は構成割合。</p>	年度	合計	構成割合			農協系統	国内銀行	信用金庫	H18	206,569(100)	184,406(89)	5,078(2)	1,584(1)	H19	204,047(100)	182,571(89)	5,057(2)	1,397(1)	H20	206,257(100)	184,425(89)	4,884(2)	1,299(1)
年度	合計			構成割合																				
		農協系統	国内銀行	信用金庫																				
H18	206,569(100)	184,406(89)	5,078(2)	1,584(1)																				
H19	204,047(100)	182,571(89)	5,057(2)	1,397(1)																				
H20	206,257(100)	184,425(89)	4,884(2)	1,299(1)																				
これまでの要望経緯	適用期限の到来時に、制度延長を要望（前回要望：平成 21 年度改正）																							